

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」環境影響評価制度検討特別部会（第2回）議事録

■日時 平成30年6月25日（月）午後1時26分～午後1時43分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳特別部会長、町田委員、平手委員、奥委員、藤倉委員

■議事内容

審議

東京都環境影響評価制度の見直しについて

⇒ 「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ（案）」について審議を行った結果、全会一致で総会へ報告することとした。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

環境影響評価制度検討特別部会（第 2 回）

速 記 録

平成 30 年 6 月 25 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

(午後1時26分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、ちょっと時間より早いですが、皆様もお集まりいただいておりますので始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お暑い中、またお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、環境影響評価制度検討特別部会委員5名のうち、5名全員の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、特別部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳特別部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度としたいと思います。

では、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳特別部会長 傍聴の方は、会議の途中で退席されても構いません。

それでは、ただいまから特別部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ(案)」についてとその他となっております。

それでは、「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ(案)」の審議を行いたいと思います。

初めに、資料1、平成30年度第1回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について事務局から説明をお願いします。

○松岡アセスメント条例担当課長 資料1は、平成30年度第1回特別部会での指摘事項についてでございますけれども、その対応といたしまして、資料2の中間のまとめ(案)に記載した内容についての説明と関係しておりますので、資料1と資料2を続けて御説明したいと思います、よろしいでしょうか。

○柳特別部会長 はい、お願いいたします。

○松岡アセスメント条例担当課長 それでは、まず、資料を1枚おめくりいただきまして、資料1をご覧ください。この資料は、前回の特別部会におきまして委員の皆様からいただき

ました御指摘等の概要とそれに対する対応をまとめたものでございます。

前回は、「施設更新時の手続の明確化」の項目に関しまして、指摘、意見等の欄にございますとおり、平手委員、柳委員、奥委員、町田委員からそれぞれ御指摘等をいただいております。

この御指摘等に対する対応といたしましては、対応欄に記載のとおりでございますけれども、いずれも中間のまとめ（案）に反映してございますので、資料2において御説明したいと思います。

それでは、資料2、「東京都環境影響評価制度の見直しについて 中間のまとめ（案）」をご覧ください。

今回、前回の特別部会におきましてお示した資料との主な変更部分を中心に御説明いたします。

さらに2枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

まず、「今後の方向性」と真ん中あたりにありますが、そのうち、「更新の定義を新たに定める」とある部分の第2パラグラフの「規定に当たっては」とある部分をご覧ください。ここでは、更新の定義を記載してございますけれども、前回の資料では、施設の除却後に設置する施設について、除却する施設と「同一種類の施設の設置」と記載してございました。

この部分につきまして、前回の特別部会におきます平手委員の御指摘を踏まえまして、「既存の施設と同一の用に供する施設の設置」と表記を改めるとともに、なお書きにございます、「「既存の施設と同一の用に供する施設」とは、例えば、工場等の敷地内の施設の更新は、個別の施設の用途にかかわらず更新に含まれるものとするよう、対象事業に係る施設として同一であることが分かるように規定するべきである」と追記してございます。

それから、次の「また」以下の部分でございますけれども、前回の特別部会におきます柳委員の御指摘を踏まえ、例えば、工場の施設全体を除却した後、その敷地に工場を再度設置する場合におきまして、再設置後の敷地が既存の工場の敷地より広くなる場合等が考えられます。こうした場合におきまして、アセスの対象として漏れのないように規定する必要があるため、「施設によっては更新により設置する施設の敷地が既存の施設の敷地に収まらない場合があることに留意して規定すべきである」と追記してございます。

次に、同じページの「更新の要件を対象事業の種類ごとに新たに定める」とある部分をご覧ください。

下から4行目にありますとおり、更新の規模要件につきまして、これまでの考え方と同様

に、「新設等の規模要件と同じ規模で定めることが適当である」と記載してございますけれども、一方、道路や鉄道等の更新については、改築や改良の規模要件と同じ規模要件で定めていることにつきまして、少し詳しく記載を追記しました。

それでは、3ページをご覧ください。

上のほうですけれども、道路や鉄道等の更新が道路の改築や鉄道等の改良に当たる事業として行われる場合、現行規定では、道路の改築は、車線の数が増加する場合を対象としておりまして、鉄道等の改良は、本線路が増設する場合と、それから地下移設、高架移設等の移設の場合を対象としてございます。しかしながら、更新についての規定はございません。

道路や鉄道等についての更新を考えた場合に、環境への影響を考慮いたしますと、高架や橋梁などの道路や鉄道等につきまして、その橋脚や桁などを除却するような大きな工事が行われる場合に対象とする必要があるというふうに考えられるため、その旨記載いたしました。

そして、その規模につきましては、道路の改築や鉄道等の改良に当たる事業として行われるため、それらと同じ規模で定めることが適当であるというふうに記載してございます。

続きまして、3ページの上から6行目からのなお書きの部分でございますけれども、対象事業のうち、今回、更新の規模要件を定めない理由につきまして、本文中の記載と別表の記載との関連づけを明確化するために括弧書きで「これに該当する対象事業は、別表の更新欄に更新の対象外とする理由を記載」と追記してございます。

次に、同じく3ページの「更新以外の要件についても併せて必要な見直しを行う」とある部分をご覧ください。

道路と鉄道等の移設につきましては、前回の資料にも記載してございましたけれども、前回の特別部会におきます町田委員の御指摘を踏まえまして、同じく線の開発事業である送電線路につきましても、更新と併せて鉄塔等の移設を伴う場合の送電線路の移設を規定することが適当である旨追記してございます。

それでは、続きまして5ページをご覧ください。

この図は、事業内容等の変更時の手続についてのフロー図を示したものでございますけれども、真ん中の四角の欄の中に、変更届が不要となる場合の要件を①から④まで記載してございます。

このうち、前回の資料では、①の中で、施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の増加が10%未満である変更としていましたけれども、基本的な諸元以外の変更の場合も変更届は不要となる場合がありますので、今回の資料では、

「基本的な諸元以外の変更又は当該基本的な諸元の増加が10%未満である変更」と修正して
ございます。

併せまして、1ページ戻っていただきまして4ページ冒頭の「ア事業内容等の変更」の記
載のうち、1行空いた部分があると思いますが、その次をご覧ください。

そこには、「5ページ『事業内容等の変更時の手続について』の図の中に、変更届が不要と
なる場合の要件として、①から④までの考え方を示している」と記載してございますけれど
も、その次の部分の記載につきましても、「①基本的な諸元以外の変更又は当該基本的な諸元
の増加が10%未満である変更」に改めています。

それでは、7ページをご覧ください。

冒頭の「(3) 環境影響評価図書の電子データ化とその公表のあり方」の「現状と課題」の
部分でございます。

3段落目の「しかしながら」の文章の次の「さらに」とある以下の部分で、縦覧期間終了
後の課題につきまして、より詳しく追記しているというものでございます。

それから、続きまして9ページをご覧ください。

ここからは別表でございますけれども、まず前回の資料では、冒頭に注釈で注1から注3
まで記載してございましたが、注釈よりは「凡例」と記載したほうが適当と思われるため、
その旨修正してございます。

なお、これまで注3として記載していた部分につきましては、更新と増設の関係が出てき
ます表の末尾に、ページで言いますと13ページと15ページに移しました。

続きまして、別表全体に関連いたしますけれども、別表に出てくる用語につきまして、で
きる限りそれぞれ法令の根拠規定を追記いたしまして、より正確に内容が伝わるよう記載を
改めました。

続きまして、道路の項目でございますけれども、これまで増設等の欄に改築の規模要件を
記載いたしまして、更新等の欄に更新の規模要件を記載した上で、その具体的な内容につ
きましては、下の四角囲みの※1でまとめて記載してございました。しかしながら、大きく分
けまして、既存の施設に施設をさらに追加するなどして規模が既存施設より増加する、いわ
ゆる増設等と、それから、既存の施設を除却して施設を設置する場合の更新等と、それぞ
れに相当する行為を分けて記載したほうが整理表としては分かりやすいというふうに考えた次
第でございます。

そこで、改築の具体的な内容につきまして、※1でまとめて記載していた部分を※1と※2

に分けて記述し、増設等の欄には、改築のうち車線の数の増加とバイパス道路の設置を、また更新等の欄につきましては、改築のうち道路の移設と高架、橋梁等の道路の更新を、それぞれ記載したところがございます。

なお、移設のうち環境への影響を考慮いたしまして、軽微な移設と考えられるものにつきましては対象とする必要がないということで、その旨記載しているところがございます。

それでは、10 ページをご覧ください。

鉄道、軌道、モノレールの項目でございますけれども、道路と同様に増設等の欄につきましては本線路の増設を、また更新等の欄につきましては本線路の移設と高架、橋梁等の鉄道の更新をそれぞれ記載したところがございます。

なお、道路と同じく、移設のうち軽微な移設につきましては除いているというところがございます。

次に、同じく 10 ページ下の送電線路の項目でございますけれども、こちらも更新等の欄に、更新に加えまして移設という項目を追加してございます。

なお、送電線路の更新・移設が対象となりますのは、環境への影響を考慮して鉄塔等の除却を伴う場合に限っているところがございます。

また、新設等の欄につきましては、前回の資料では「設置」というふうに記載してございましたけれども、これを更新と区別するために、今回の資料では「新設」と記載を改めているところがございます。

11 ページ以下の工場などの項目におきましても、これまで「設置」と記載していた部分を同じように「新設」というふうに改めさせていただいてございます。

それでは、11 ページをご覧ください。

工場の項目でございますけれども、更新等の欄で、前回の資料では更新後の敷地面積 9,000m²以上といたしておりましたけれども、前回の特別部会で奥委員から、施設全体を除却して更新するような場合は該当するという考え方がこの表現では捉えにくいという御指摘をいただいたことを踏まえまして、今回の資料では「更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する工場の敷地面積」というふうに修正してございます。これは、同じページの終末処理場ですとか、次の 12 ページの産業廃棄物の中間処理施設、それから卸売市場、こちらにつきましても同様に修正しているところがございます。

続きまして、13 ページをご覧ください。

先ほど、前回の資料で冒頭に注釈として注 3 として記載していた部分でございますけれども

も、それぞれ、この表は規模要件に敷地面積等が含まれる事業の表ですけれども、その表の注釈といたしまして、より正確な表現で修正の上、追記しているというところがございます。

先ほど申しましたとおり、15 ページにも同じく規模要件を施設の能力で定めている事業の表の注釈として同じように追記しているところがございます。

それでは、16 ページをご覧ください。

飛行場の項目につきましては、陸上空港等又は陸上ヘリポートの更新は、施設全体の更新があった場合を想定してございますので、更新等の欄で、「既存の施設の全部を除却する場合に限る」と追記しているところがございます。

続きまして、ふ頭の項目でございますけれども、左の四角囲みでございますとおり、ふ頭は、定義上、岸壁や泊地のほか荷さばき施設や臨港交通施設その他の施設の総体を指すというふうになっているものでございますけれども、ふ頭の新設の規模要件が係船岸の水深と長さで定まっておりますので、更新の規模要件につきましても、岸壁の更新があった場合に限るものというふうにさせていただきます。

以上で資料 1 及び資料 2 に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

ただいま資料 1 と資料 2 に関して説明がありましたけれども、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御質問等がないようですので、それでは、「東京都環境影響評価制度の見直しについて中間のまとめ（案）」について、本特別部会として了承したいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、皆様に御承認いただきましたので、明日の審議会に報告させていただきたいと思っております。

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 特にございません。

○柳特別部会長 本日、予定の審議はこれで終了いたしましたけれども、何かほかにご覧いただけますでしょうか。

特にないようでしたら、これで特別部会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

ございました。

傍聴の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 1 時 43 分閉会)